

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和5年10月2日から令和6年2月8日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和6年3月7日

釜石市監査委員 佐々木 勝

釜石市監査委員 山崎 長栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	総務企画部総合政策課	令和5年10月2日から令和5年10月5日まで
2	建設部建設課	令和5年10月10日から令和5年10月13日まで
3	建設部都市計画課	令和5年10月23日から令和5年10月26日まで
4	文化スポーツ部文化振興課	令和5年11月13日から令和5年11月16日まで
5	文化スポーツ部世界遺産課	令和5年11月27日から令和5年11月30日まで
6	産業振興部商工観光課	令和5年12月4日から令和5年12月7日まで
7	産業振興部水産農林課	令和5年12月18日から令和5年12月21日まで
8	保健福祉部高齢介護福祉課	令和6年1月9日から令和6年1月12日まで
9	保健福祉部地域福祉課	令和6年1月15日から令和6年1月18日まで
10	保健福祉部子ども課 保健福祉部子ども課すくすく親子教室 保健福祉部子ども課上中島こども園	令和6年1月29日から令和6年2月1日まで
11	会計課	令和6年2月5日から令和6年2月8日まで
12	議会事務局	令和6年2月5日から令和6年2月8日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和4年度及び令和5年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査委員の除斥

佐々木勝監査委員は、監査対象の令和4年度において総務企画部長の職にあったため、関係する事項については、地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

第5 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。
補助金交付事務	○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。

収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。
------	---

第6 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和5年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第7 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

なお、監査の過程で確認された軽微な留意すべき事項については、その都度関係課等に改善を指導した。